

議員提出議案第2号

桑名市議会委員会条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月23日 提出

提出者	桑名市議会議員	辻 内 裕 也
賛成者	同	渡 邊 清 司
	同	満 仲 正 次
	同	松 田 正 美
	同	畑 紀 子
	同	石 田 正 子

桑名市議会委員会条例の一部を改正する条例

桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 総務安全委員会 9人

- ア 防災・危機管理分野に関する事項
- イ まちづくり分野に関する事項
- ウ 文化分野に関する事項
- エ 国内交流分野に関する事項
- オ コミュニケーション活動分野に関する事項
- カ 行財政分野に関する事項
- キ 公共施設分野に関する事項
- ク 地域コミュニティ分野に関する事項
- ケ 環境・廃棄物対策分野に関する事項
- コ 防犯・交通安全分野に関する事項
- サ 男女共同参画分野に関する事項
- シ 生涯学習分野に関する事項
- ス スポーツ分野に関する事項
- セ 人権政策分野に関する事項
- ソ 公共交通分野に関する事項
- タ 消防・救急分野に関する事項
- チ 他の常任委員会の分野に属しない事項

第2条第2項第3号中エを削り、オをエとし、カを削り、キをオとし、クをカとし、ケを削り、コをキとし、サをクとし、シをケとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の桑名市議会委員会条例の規定により総務安全委員会及び都市経済委員会に付議されている事件は、改正後の桑名市議会委員会条例の規定により当該事件を所管する常任委員会に付議されたものとみなす。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市組織条例（平成16年桑名市条例第11号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。
関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務安全委員会 9人</p> <p><u>ア 防災・危機管理分野に関する事項</u></p> <p><u>イ まちづくり分野に関する事項</u></p> <p><u>ウ 国内交流分野に関する事項</u></p> <p><u>エ コミュニケーション活動分野に関する事項</u></p> <p><u>オ 行財政分野に関する事項</u></p> <p><u>カ 公共施設分野に関する事項</u></p> <p><u>キ 地域コミュニティ分野に関する事項</u></p> <p><u>ク 環境・廃棄物対策分野に関する事項</u></p> <p><u>ケ 男女共同参画分野に関する事項</u></p> <p><u>コ 生涯学習分野に関する事項</u></p> <p><u>サ スポーツ分野に関する事項</u></p> <p><u>シ 人権政策分野に関する事項</u></p> <p><u>ス 消防・救急分野に関する事項</u></p> <p><u>セ 他の常任委員会の分野に属しない事項</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 都市経済委員会 8人</p> <p><u>ア 商業・工業分野に関する事項</u></p> <p><u>イ 国際交流分野に関する事項</u></p> <p><u>ウ プロモーション活動分野に関する事項</u></p> <p><u>エ 文化分野に関する事項</u></p> <p><u>オ 農林水産業分野に関する事項</u></p> <p><u>カ 防犯・交通安全分野に関する事項</u></p> <p><u>キ 都市デザイン分野に関する事項</u></p> <p><u>ク 中心市街地分野に関する事項</u></p> <p><u>ケ 公共交通分野に関する事項</u></p> <p><u>コ 道路分野に関する事項</u></p> <p><u>サ 河川分野に関する事項</u></p> <p><u>シ 上下水道分野に関する事項</u></p>	<p>(1) 総務安全委員会 9人</p> <p><u>ア 防災・危機管理分野に関する事項</u></p> <p><u>イ まちづくり分野に関する事項</u></p> <p><u>ウ 文化分野に関する事項</u></p> <p><u>エ 国内交流分野に関する事項</u></p> <p><u>オ コミュニケーション活動分野に関する事項</u></p> <p><u>カ 行財政分野に関する事項</u></p> <p><u>キ 公共施設分野に関する事項</u></p> <p><u>ク 地域コミュニティ分野に関する事項</u></p> <p><u>ケ 環境・廃棄物対策分野に関する事項</u></p> <p><u>コ 防犯・交通安全分野に関する事項</u></p> <p><u>サ 男女共同参画分野に関する事項</u></p> <p><u>シ 生涯学習分野に関する事項</u></p> <p><u>ス スポーツ分野に関する事項</u></p> <p><u>セ 人権政策分野に関する事項</u></p> <p><u>ソ 公共交通分野に関する事項</u></p> <p><u>タ 消防・救急分野に関する事項</u></p> <p><u>チ 他の常任委員会の分野に属しない事項</u></p> <p>削る</p> <p>エ</p> <p>削る</p> <p>オ</p> <p>カ</p> <p>削る</p> <p>キ</p> <p>ク</p> <p>ケ</p>